

鳥取市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第6号

鳥取市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鳥取市職員給与条例の一部改正)

第1条 鳥取市職員給与条例(昭和26年鳥取市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第23条中「乗じたもの」を「乗じた時間数から1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じた時間数を減じたもの」に改める。

(鳥取市職員給与条例及び鳥取市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取市職員給与条例及び鳥取市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成27年鳥取市条例第17号)の一部を次のように改める。

附則第2項中「相当する額」の次に「(一般行政職給料表の適用を受ける職員であって、その職務の級が6級以上かつ年齢が55歳以上(55歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者を除く。)である職員にあつては、施行日の前日において受けていた給料の額に100分の98.5を乗じて得た額との差額に相当する額)」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。